

新客観点数の加点等内容

- 1 加点方法 経営事項審査の総合評定値に、当該資格申請者の新客観点数を単純加算する。
- 2 加点内容
 - ① 設定の指針 資格申請者の経営事項審査の総合評定値の25%を上限として加点する。
 - ② 資格審査基準日 平成29年10月1日（以下「基準日」という。）
 - ③ 項目ごとの加点内容 次のとおり

項 目		加 点 内 容	加点の考え方
工 事 成 績	工 事 成 績 評 定	基準日直前3年間にしゅん工した工事の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」の3業種に係る工事成績平均点に応じ、加（減）点する。 加（減）点の対象は「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみとする。 加（減）点＝（平均点－65点）×3.5	市資料による
	表 彰 等	基準日直前4年間における国、県による表彰（企業又は個人）であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等、並びに大町市優良工事表彰を対象とする。「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「舗装」業種のみ、加点の対象とする。 表彰1回10点（上限30点）	県公表数値及び市資料による
技 術 力	民間資格等	基準日において、経営事項審査に反映されない技術者資格に対し当該資格の級に関係なく加点する。（社会保険（健康保険）の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。） 1資格1点（上限30点）	県公表数値及び自己申告による
	指名停止	基準日直前2年間における指名停止の期間（1ヵ月に満たない場合は1ヵ月として算定）により減点する。 指名停止月数×（－10）点（最大－15点まで）	市資料による
経 営 意 欲	ISO等 認 証 取 得	・基準日におけるISO9000又は14000シリーズの認証取得の状況により加点する。 各10点 ・環境活動評価プログラム「エコアクション21」の認証取得の状況により加点する。（ISO14000との重複加点はしない。） 10点	自己申告による （申請時資料）
	市 内 雇 用	基準日における従業員（役員は除く）のうち市内居住者の状況により加点する。市内居住者1人1点。なお、大町市定住促進事業により、移住・定住者として認められた者を常時雇用している場合は、さらに1人4点加点する。 （上限30点）	自己申告による
	労 働 環 境	基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業に加点する。 20点	自己申告による
地 域 貢 献	災 害 協 定	基準日において、組合等が大町市と「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結している場合に当該組合等を構成する者に加点する。 15点	市資料による
	ボランティア 等	基準日直前2年間におけるボランティア等の地域貢献活動の実施状況（新聞等で活動実績が確認できるもの）により加点する。 5点	自己申告による
	労 働 福 祉	基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成した建設業者又は基準日において雇用義務のない建設業者が障害者を雇用している場合に加点する。 10点	県公表数値及び自己申告による
	消 防 団 協 力	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録を受けている企業に加点する。 10点	自己申告による